

菊池市で創業をお考えの方へ

菊池市創業支援事業補助金

菊池市創業支援事業とは

菊池市の産業と雇用の促進を図るため、菊池市内で創業する方、または新分野*に進出する方に対し、補助を行っています。

※既に営んでいる事業と異なる業種で創業する場合。

対象者

- 菊池市内で事業を開始する方
- 菊池市内に住所を有している、または有する見込みの方
- これまで、事業を営んだことがない方
- 創業日(開業届等提出後)から1年を経過していない方
※新分野進出の場合は事業の着工前であること
- 菊池市商工会などで1カ月以上の期間をかけ、4回以上の相談を受けた方 など

対象業種 (日本標準産業分類)

- 大分類I 卸売業、小売業
- 大分類M 宿泊業、飲食サービス業
- 大分類N 生活関連サービス業、娯楽業
- 大分類O 教育、学習支援業 など

例：パン屋、カフェ、ネイルサロンなど ※業態によっては該当しない場合もあります。

補助対象経費	補助金の額	対象期間など
賃借料	① 借地料・借家料の1/2以内で、それぞれ限度額 5万円/月額 ② 両方の場合は限度額 8万円/月額 新分野 ① それぞれ限度額 2万円/月額 ② 限度額 3万円/月額	24(36)カ月以内
店舗建設・改修費 施工業者は菊池市内の事業者であること	① 建設費の1/2以内で限度額 50(80)万円 ② 内装・外装の改修費の1/2以内で、それぞれ限度額 30(50)万円 ③ 内装・外装の両方の場合は限度額 50(80)万円 新分野 ①③ 限度額 20(30)万円 ② それぞれ限度額 15(20)万円	1事業者1回限り
固定資産税相当額	創業に当たって取得した用地の固定資産税相当額で 限度額 10万円/年度 新分野 限度額 3万円/年度	3年度
借入金利息	限度額 20万円/年度 新分野 限度額 7万円/年度	36カ月以内
信用保証料	保証料の1/2以内で、限度額 25万円 新分野 限度額 10万円	1事業者1回限り

新分野 の補助金額は同じ条件での限度額となります。

※グルメ菊池・過疎地域での創業の拡充分を()で記載しています。

その他、認定条件などがありますので、詳しくはホームページ、または菊池市創業支援事業要綱をご覧ください。

🔍 グルメ菊池

菊池市内で地産地消料理を提供する飲食店などを市が認定しています。詳しくはホームページをご覧ください。



🔍 問い合わせ先

菊池市経済部商工振興課
TEL.0968-36-9720

菊池市
創業支援事業
ホームページ

